

公立大学法人周南公立大学定款の制定について

次のとおり公立大学法人周南公立大学定款を定めることについて、地方独立行政
法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年8月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

公立大学法人周南公立大学定款

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 役員等及び理事会

第1節 役員等（第8条―第12条）

第2節 理事会（第13条―第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条―第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条―第24条）

第4章 業務の範囲及び執行（第25条・第26条）

第5章 資本金等（第27条・第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下
「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、周南地域
における知の拠点として、公正な社会観と正しい倫理観の確立を基にした「知・
徳・体」一体の全人教育を通して総合的かつ専門的な知識、学術を教授研究し、

世界的視野と広く豊かな教養を有し、地域に新たな価値を創造する人材を育成するとともに、地域との連携を深め、地域の政策課題の解決や活力豊かなまちづくりの実現に寄与するなどその教育研究成果を広く社会に還元することで、地域社会及び産業の持続的な振興、発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、周南公立大学（以下「大学」という。）を山口県周南市学園台に設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、周南市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を山口県周南市学園台に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、周南市の掲示場及び法人の事務所の掲示場への掲示により行う。

第2章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員の数)

第8条 法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 4人以内
- (4) 監事 2人

(役員の仕事及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、周南市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を周南市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第13条第6項第1号に規定する総務省令で定める書類
 - (2) その他周南市の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、市長が行う。

- 2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。
- 3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される会議（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 理事長選考会議は、次の各号に掲げる委員各3人により構成する。
 - (1) 第17条第1項の経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 第21条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 5 理事長選考会議の委員は、前項第1号に掲げる委員にあつてはそのうち2人を第17条第2項第4号に掲げる者とし、前項第2号に掲げる委員にあつてはそのうち1人を第21条第2項第6号に掲げる者とする。
- 6 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 7 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 8 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 法人の重要事項を議決する機関として、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事により構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事の数の3分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、過半数の構成員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- (1) 中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）についての意見（法人が法第78条第3項の規定により市長に対して述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (3) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならないものに関する事項
- (4) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- (8) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法第77条第1項に規定する経営審議機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内により構成する。
 - (1) 理事長

- (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事又は職員
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの
- 3 経営審議会の委員の数の2分の1以上は、前項第4号の委員でなければならない。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、役員の任期又は職員としてその職にある期間による。
 - 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員の数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面により会議の招集の請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならないものに関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程（法第45条に規定する会計規程をいう。）、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、職員定数、給与制度その他の法人の経営に関するもの
- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法第77条第3項に規定する教育研究審議機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員15人以内により構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学長が指名する理事又は職員
- (5) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (6) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が任命するもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第5号までに掲げる委員の任期は、役員の任期又は職員としてその職にある期間による。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員の数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面により会議の招集の請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならないものに関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供をすること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書（法第22条第1項に規定する業務方法書をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金は、別表に掲げる資産を周南市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日現在における時価を基準として周南市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを周南市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長となる理事長の任命に関する手続等)

2 法人の成立後最初の学長となる理事長の任命は、第10条第1項及び第3項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、市長が行う。

3 前項の規定により任命された学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、法人の成立の日から4年とする。

別表（第27条関係）

1 土地

所在地	地目	面積（㎡）
周南市学園台835番1	学校用地	14,457
周南市学園台842番2	学校用地	6,902
周南市学園台843番4	学校用地	17,165
周南市学園台909番92	学校用地	585
周南市学園台909番139	学校用地	1,536
周南市学園台909番140	雑種地	916
周南市学園台915番2	学校用地	1,933
周南市学園台915番11	山林	2,074
周南市学園台916番5	学校用地	897
周南市学園台916番8	学校用地	3,407
周南市学園台920番6	学校用地	268
周南市学園台3536番4	学校用地	26
周南市学園台3704番18	雑種地	28
周南市学園台843番1	山林	2,059
周南市学園台843番5	山林	375
周南市学園台844番2	山林	4,948
周南市学園台909番37	山林	197
周南市学園台909番41	山林	4,897
周南市学園台909番89	雑種地	4,021
周南市学園台915番4	山林	2,236
周南市学園台3534番1	山林	166
周南市学園台3704番2	山林	390
周南市学園台3704番7	原野	530
周南市学園台3704番8	原野	1,050
周南市孝田町64番2	宅地	4.65
周南市大字徳山字下馬屋173番1	田	821

周南市大字徳山字やとら213番	田	945
周南市大字徳山字やとら213番1	雑種地	23
周南市大字徳山字やとら214番2	雑種地	122
周南市大字徳山字やとら214番3	雑種地	2,698
周南市大字徳山字やとら215番1	雑種地	0.88
周南市大字徳山字イタダキ10076番1	山林	187
周南市大字徳山字イタダキ10076番5	山林	2,022
周南市大字徳山字イタダキ10076番8	山林	272
周南市大字徳山字イタダキ10077番1	山林	666
周南市大字徳山字イタダキ10077番4	山林	162
周南市大字徳山字馬屋西向キ10078番1	山林	2,874
周南市大字徳山字馬屋西向キ10078番2	畑	995
周南市大字徳山字馬屋西向キ10078番3	畑	401
周南市大字徳山字岩ガリ10086番	山林	7,933
周南市大字徳山字岩ガリ10087番	保安林	1,930
周南市大字徳山字岩ガリ10088番1	山林	6,541
周南市大字徳山字岩ガリ10089番	山林	6,727
周南市大字徳山字岩ガリ10090番	山林	4,869
周南市大字徳山字岩ガリ10091番1	山林	12,403
周南市大字徳山字岩ガリ10093番1	山林	264
周南市大字徳山字岩ガリ10093番2	山林	64
周南市大字徳山字岩ガリ10094番2	山林	723
周南市大字徳山字グイメケ浴10096番12	原野	169
周南市大字須々万奥字熊毛上1426番1	雑種地	1,084
周南市大字須々万奥字熊毛上1426番7	雑種地	18
周南市大字須々万奥字熊毛上1428番3	雑種地	191
周南市大字須々万奥字熊毛上1428番4	雑種地	13
周南市大字須々万奥字熊毛上1428番5	雑種地	22
周南市大字須々万奥字大迫1429番1	雑種地	1,297

周南市大字須々万奥字大迫1429番2	雑種地	1, 107
周南市大字須々万奥字大迫1429番3	雑種地	206
周南市大字須々万奥字大迫1429番4	雑種地	663
周南市大字須々万奥字大迫1429番5	雑種地	2. 30
周南市大字須々万奥字大迫1429番6	雑種地	816
周南市大字須々万奥字大迫1429番7	雑種地	777
周南市大字須々万奥字大迫1429番8	雑種地	333
周南市大字須々万奥字大迫1429番9	雑種地	447
周南市大字須々万奥字大迫1429番10	雑種地	2, 782
周南市大字須々万奥字熊毛中1437番2	雑種地	33
周南市大字須々万奥字熊毛中1437番3	雑種地	7. 00
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番4	雑種地	3, 220
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番5	雑種地	385
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番6	雑種地	470
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番7	雑種地	118
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番8	雑種地	16
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番9	雑種地	896
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番10	雑種地	8. 79
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番11	雑種地	1, 755
周南市大字須々万奥字熊毛中1438番12	雑種地	8. 84
周南市大字須々万奥字熊毛下1444番2	雑種地	350
周南市大字須々万奥字熊毛下1444番4	雑種地	148
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番18	雑種地	7, 327
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番37	雑種地	73
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番38	雑種地	4, 714
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番39	雑種地	197
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番40	雑種地	180
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番41	雑種地	5, 864
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番43	雑種地	60

周南市大字須々万奥字白砂川北10541番44	雑種地	431
周南市大字須々万奥字白砂川北10541番45	雑種地	115
周南市平原町108番	宅地	591.33
合計		161,605.79

2 建物

所在地	名称	構造	延床面積 (㎡)
周南市学園台843番地4 外	本館、図書館、 4号館	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根コンク リート屋根6階建	9,258.36
	エレベーター室	鉄骨造陸屋根2階建	13.50
周南市学園台843番地4	5号館	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	1,228.59
周南市学園台843番地4	6号館	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	352.00
周南市学園台843番地4 外	7号館	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	272.25
周南市学園台843番地4 外	8号館	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1,505.84
周南市学園台843番地4	9号館	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	328.86
周南市学園台843番地4 外	10号館	鉄筋コンクリート造 アスファルト葺地下 1階付平家建	706.10
周南市学園台909番地 139 外	11号館	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建	4,351.81
周南市学園台842番地2 外	記念館	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺地下1階付平家	2,183.21

		建	
周南市学園台843番地4	部室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	401.86
周南市学園台835番地1	松下村塾模築	木造瓦葺平家建	58.07
周南市大字徳山字岩ガリ10086番地	第二記念館	鉄骨鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建	2,409.90
周南市大字須々万奥字大迫1429番地7 外	雨天練習場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	536.70
	トレーニングルーム	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	98.69
周南市平原町108番地	留学生研修所	軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建	457.10
合計			24,162.84